

## 18-5 住民の責務

地方公共団体の区域内の公共的な団体（消防機関や水防団あるいは自主防災組織）、防災上重要な民間の施設の管理者その他法令の規定により防災に関する責務を有するとされている者は、法令や地域防災計画に定める責務を誠実に果たさなければならないと定められています。その他、一般の住民も防災に寄与するように努めなければならないとされています。（法7条）